

労働者の「有給休暇」に会社から指示! これってアリ?!

（株）関西新幹線サービックへ団交を申し入れる!

新型コロナウイルス感染症は収束する兆しもなく、「緊急事態宣言」が続いています。JRの各職場や関連会社では新幹線の運行計画の見直しによって大幅な業務変更が労働者に強いられています。政府は、出勤率と接触の機会を少なくするために国民や企業に外出自粛や休業を要請しています。

業務の削減で社員に「自宅待機」を指定! 方や「有給」指定!

こんないい加減な勤務指定ってええんかいな!

このような中、（株）関西新幹線サービックの各事業所では業務量を削減することになった対応として、社員に「自宅待機」を命じています。

一方、JRの職場でも、業務中と通勤時の感染予防を目的に「自宅勤務」の勤務指定をおこない、主に自主学習と、急遽の会社からの指示には対応出来るようにしておくことも指導しています。これらの会社の対応の特徴は、賃金を補償していることと、いつでも仕事に就けるように拘束しておくという対応であります。

しかし、この度、（株）関西新幹線サービックの第一事業所では、自宅での勤務を「有給」として指定し、レポートの提出を周知しています。「有給」は有給休暇とも言われ、賃金を補償しながら労働者が休養したり、「結婚」「忌引」などにも指定されています。要するに今回の事態から言えば、労働者が感染しないよう身体を休めることが主な目的であるはずであり、会社から仕事（業務）としてレポート提出を命じられたりするものではありません。自己学習としているのではなく、業務内容に関するレポートを提出することが業務指示であるとも管理者が言っています。

黙って言うことを聞け!? 命令と服従の指示は断固、認められない!

地本は、「有給休暇」に対する業務指示は問題があると関連会社に抗議しました。私たちは、賃金を支払ってやるから黙って言うことを聞けという「命令と服従」的な指示は断固認められません。同じ関西サービックでも他の事業所では別の対応をし、問題になっていません。同じ会社で事業所毎に勤務指定が違っていることも納得がいきません。

地本は今回の問題も含め、関連会社に出向している組合員とそこで働く労働者の生命、安全を守るため、感染リスクを負っている補償や就労の継続を求めて団体交渉を申し入れました。

J R 東海労幹関西地「発」第6号
2 0 2 0 年 4 月 2 7 日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急申し入れ（3）

新型コロナウイルスの感染症は収束する気配がない。そして、感染経路が特定できない感染者が増大している。政府から出された「緊急事態宣言」を受け、不要不急の外出を控えることが要請され、また、「3密」の防止、可能な限りの在宅勤務やテレワークへの勤務態勢の変更が要請されている。関西新幹線サービック会社においても自宅待機が行われ始めたこと認識している。しかし、運輸業の特殊性からして、在宅勤務が不可能な社員が多く存在する。これらの労働者は、目に見えないウイルスの感染の危険におびえ、緊張しながら業務を遂行している。従ってこのような特殊事情の中で業務を遂行している労働者に対して、下記の通り要求するので、団体交渉の場を設定すること。

記

1. この度の自宅待機の理由は、業務量の減少が最大原因であるかのように言われているが、この度の事態は、人命に関わる感染拡大防止が最大の問題である。従って、通勤・労働により感染拡大のリスクを負う労働者を最小限にするために自宅待機を指示すること。
2. どうしても感染拡大のリスクを負って通勤・労働を強いられる労働者に対しては、相当の保障措置を行うこと。
3. この度の事態を理由にして、労働者の解雇や再就職を拒否することなく、現在、関西新幹線サービックに就労している労働者に対して、今後の雇用継続を約束すること。
4. 妊娠中の女性労働者など、特別な体調の労働者に対しては、特段の配慮を行うこと。

以上